

## 貯蓄預金 説明書

1. 商品名 (愛称)	貯蓄預金
2. 販売対象	・個人の方に限ります。
3. 期間	・特に期間の定めはありません。
4. 預入(受入) (1)預入(受入)方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預け入れできます。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻(支払)方法	・随時払戻しできます。
6. 利息 (1)適用金利 (利率表示場所)  (2)利払方法 (頻度) (3)計算方法  (4)課税方式	・毎日の店頭表示金利を適用する変動金利となります。 ・金額階層別金利(10万円未満、10万円以上、30万円以上、100万円以上、300万円以上)を適用します。 ・適用金利は毎日見直しされます。 ・月1回の当金庫所定の日に元金に組入れます  ・1年を365日とする日割計算 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円として利息を計算します ・分離課税(税率20%) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※適用金利については「窓口」でお問い合わせください。
7. 手数料	—————
8. 付加できる特約事項	・「普通預金」から「貯蓄預金」に資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。
9. 中途解約の取扱い	—————
10. 苦情処理措置  紛争解決措置	預金商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話：06-6412-5576)にお申し出ください。  兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
11. その他参考となるべき事項	・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。 ・「総合口座」の取扱いはできません。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。)

(令和3年2月1日現在)